

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」

研修の認証に関する要綱

平成28年7月20日 Ver. 3

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」とは？

- 福祉用具専門相談員の研修受講実績に応じてポイントを付与し、これを管理・公表する制度



【ねらい】

- 福祉用具専門相談員のスキルアップを支援
- 利用者・家族やケアマネジャーにサービスを選択する際の判断材料を提供

「研修ポイント制度」のコンセプトは？

①職種全体としての資質向上を目指す

②専門職としての養成体系を構築する第一歩として、外部研修の受講履歴に着目する

③共通の基準でポイント換算することによって、多様な研修実施者の研修を活用する

④研修ポイントを公開し、利用者・家族やケアマネジャーの判断材料として活用してもらう

どんな人がこの制度に登録できるの？

<制度への参加要件>

- ①介護保険制度上で、福祉用具専門相談員としての資格保持者と位置づけられていること
 - 福祉用具専門相談員指定講習を修了した方
 - 以下の資格を保有している方：保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士
- ②本人のみが閲覧・使用できるメールアドレス（携帯アドレス不可、事業所代表アドレス不可）を所持していること
- ③ウェブサイトで「福祉用具専門相談員に関する情報」（氏名、事業所名、研修ポイント等）を公表することに同意いただけること

※研修ポイント制度： 初期登録料3,000円、年会費12,000円
（ただし、ふくせん会員は初期登録料のみ（年会費無料））

研修ポイント制度の流れは？

②研修ポイントの認定

本制度に参加している福祉用具専門相談員は、①で認証された研修を受講したら、ポイントの申請を行うことができます。

- 福祉用具専門相談員は、ウェブサイトからポイントの申請をおこないます
- 事務局は、申請内容を確認し、修了の確認をもってポイントを認定します

①研修の認証

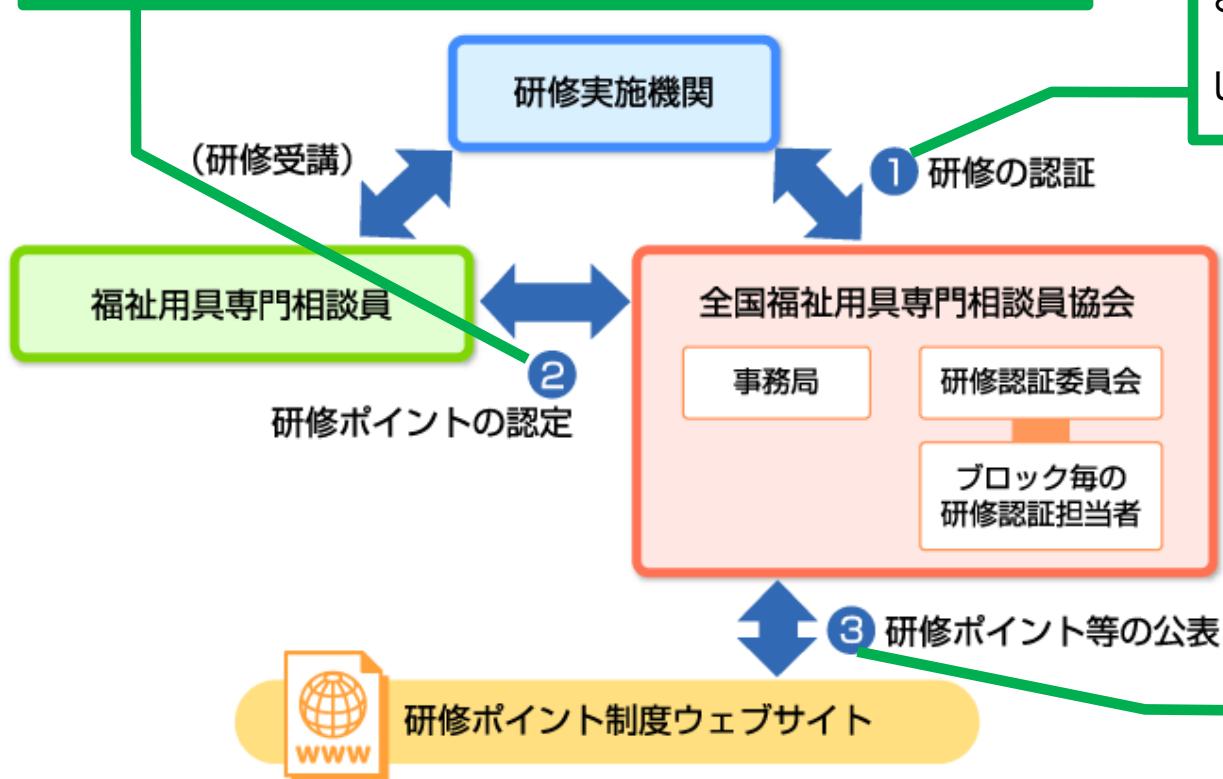
「研修認証委員会」で審査・認証された研修が、ポイント付与の対象となります。

- 研修実施機関は、研修を審査・認証に諮るための申請をおこなってください
- 研修認証委員会で、審査を実施し、研修を認証します

③研修ポイント等の公表

個人の取得ポイント等は、ウェブサイトで公表します。

- 事務局は、認証した研修(①)、各相談員のポイント(②)等を、本制度ウェブサイト上で公表します



どんな研修が認証の対象となるの？

＜研修の認証要件＞

(1) 福祉用具専門相談員が学習すべき内容を含んでいること

(2) 修了の事実が確認できること

(3) 受講機会が広く開かれていること

(4) 国家資格又は法令に基づく任用資格の取得に係る講義等ではないこと

どんな研修が認証の対象となるの？

＜研修の認証要件＞

(1) 福祉用具専門相談員が学習すべき内容を含んでいること

●本制度では、福祉用具専門相談員が専門性を磨くうえで学習すべきであろう内容を、「研修ポイント制度のカリキュラム」としてまとめています

●「研修ポイント制度のカリキュラム」に照らして、学習すべき内容を含んでいる研修が、認証の対象となります

●申請していただく研修が当該内容を含んでいることを保証するため、カリキュラムを整備し、実施要綱やシラバス等の書面で明示していただく必要があります

カリキュラムの位置づけ

- 福祉用具専門相談員に求められる知識・技術を、本制度における「カリキュラム」として示す。
- カリキュラムは5領域、30科目から構成される。また科目毎に到達目標、研修に含むべき事項(例)、参考キーワードが設けられている。
- カリキュラムをもとに、各研修の読み替えを行う。

領域		概要
1	職業倫理と社会制度に関する領域	福祉用具専門相談員としての役割や責任、遵守すべき介護保険法等の制度
2	利用者の生活・介護・医療に関する領域	利用者の心身状態や生活の個別性、それを支える医療介護での福祉用具の活用
3	コミュニケーションに関する領域	利用者・家族との信頼関係の構築や相談援助、他職種との協働関係の構築、同職種への指導・スーパーバイズにあたっての考え方や技能
4	福祉用具の選定と利用支援に関する領域	福祉用具の選定から安全な利用に至るまでのプロセスと、それを遂行するための方法
5	個別福祉用具の知識・技術に関する領域	福祉用具の種類毎の特徴、選定・適合技術、整備・使用方法

どんな研修が認証の対象となるの？

＜研修の認証要件＞

(2) 修了の事実が確認できること

- 本制度への信頼を担保するため、福祉用具専門相談員にポイントを付与するにあたっては、彼らが研修を修了した事実が、客観的な根拠に基づいて確認できることを前提としています
- そのため、研修実施者の皆様には、修了の事実が確認できる書面等を発行していただく必要があります

どんな研修が認証の対象となるの？

＜研修の認証要件＞

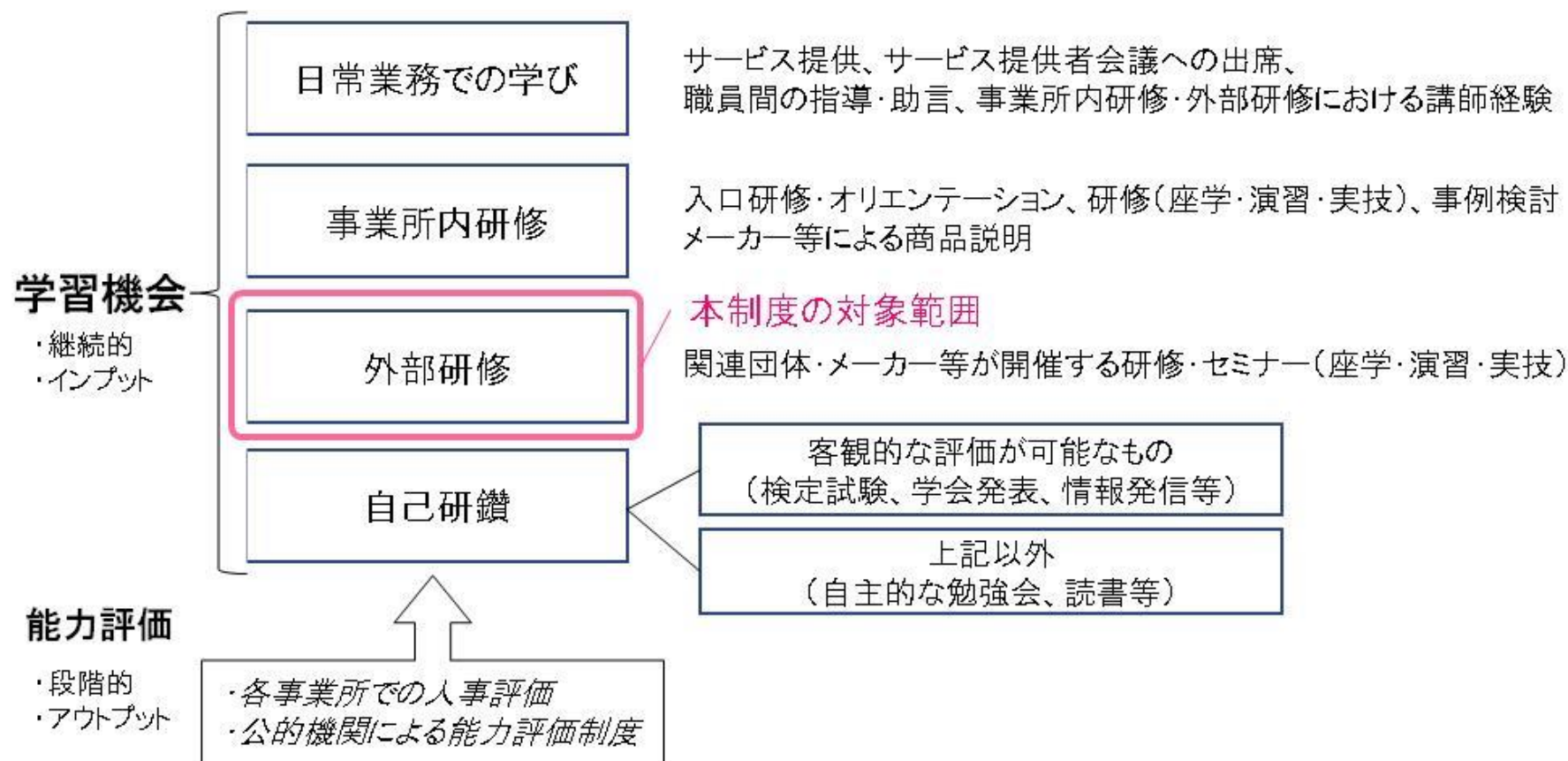
(3) 受講機会が広く開かれていること

●受講の機会が、一法人・事業所に限定される職場内研修ではなく、複数の事業所の福祉用具専門相談員が参加できる研修を対象とします

●なお、実施機関の会員に限定した研修であっても、上述の条件を満たしていれば、対象に含むものとします

どんな研修が認証の対象となるの？

図：福祉用具専門相談員にとっての学習機会・能力評価の全体像



※平成27年5月からアウトプットもポイント評価の対象となりました

どんな研修が認証の対象となるの？

＜研修の認証要件＞

(4) 国家資格又は法令に基づく任用資格の取得に係る講義等ではないこと

●福祉用具専門相談員が登録する制度ですので、「福祉用具専門相談員の指定講習」や、それを受けたとみなされる国家資格(介護福祉士、作業療法士等)および任用資格(介護職員初任者研修修了者等)については、本制度の対象外としています。

●また、上記以外にも、国家資格・任用資格の取得にかかる講義等は、本制度の対象外としています。

申請にあたっての留意点は？

- (1) 原則として、研修を開催するよりも前に申請し、認証を受けてください。ただし、やむをえない場合は事後の申請も受け付けます。
- (2) 原則として、「開催日・会場」ごとに1件ずつ申請してください。
- (3) 認証料は、無料です。どんどん申請をお願いします。

申請できない研修って？

介護職員初任者研修を開催した。



ごめんなさい。申請できません。

<解説>

●本制度は、福祉用具専門相談員が登録するものです。
「福祉用具専門相談員の指定講習」もしくは、それを受けたとみなされる資格に関する講習は、対象外となります。

×)福祉用具専門相談員指定講習、保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士・義肢装具士の取得に関する講習、都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修

申請できない研修って？

事業所の所員で集まって、事例検討をおこなった。



ごめんなさい。申請できません。

<解説>

●研修カリキュラムを整備し、実施要綱やシラバス等の書面にまとめている必要があります。

●「一事業所・法人に限定された職場内研修」は対象外となります。

申請できない研修って？

福祉用具メーカーとして、事業所を訪ね、商品PRをかねて勉強会を開催した。



ごめんなさい。申請できません。

<解説>

●研修カリキュラムを整備し、実施要綱やシラバス等の書面にまとめている必要があります。

●「一事業所・法人に限定された職場内研修」は対象外となります。

認証審査は誰がおこなうの？

研修認証委員会

にて、審査・認証をおこないます。

★委員会は月1回 開催

月初旬： 申請締切

月中頃： 認証審査

月下旬： 審査結果通知

認証した研修はウェブサイトで紹介（※イメージ）

ポイント対象研修のご案内〈研修一覧〉

ポイント対象研修のご案内〈研修一覧〉

研修名	実施主体名	領域 1	領域 2	領域 3	領域 4	領域 5	合 計
福祉用具供給事業従事者現任研修	シルバーサービス振興会	19.0	10.0	4.0	12.0	0.0	45.0
福祉用具選定士 A 研修	日本福祉用具供給協会	0.0	0.0	0.0	0.0	18.0	18.0
福祉用具選定士 B 研修	日本福祉用具供給協会	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0	9.0
可搬型階段昇降機安全指導員講習 基礎講習	テクノエイド協会	0.8	0.0	0.0	1.7	1.0	3.5
リフトリーダー養成研修	テクノエイド協会	1.5	1.5	0.0	0.0	8.0	11.0
福祉用具プランナー研修	テクノエイド協会	15.0	24.0	4.5	21.0	34.5	99.0
福祉用具プランナー管理指導者養成研修（従事者研修）	テクノエイド協会	28.5	18.0	27.0	52.5	76.5	202.5
福祉用具プランナー管理指導者養成研修（大学院研修）	テクノエイド協会	45.0	48.0	28.5	81.1	112.7	315.3
個別援助計画の普及研修リーダー養成研修	全国福祉用具専門相談員協会	0.0	0.0	1.0	6.0	0.0	7.0
地域におけるケアマネジャーと福祉用具専門相談員合同研修	全国福祉用具専門相談員協会	0.5	0.0	0.0	3.5	0.0	4.0
訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修	全国福祉用具専門相談員協会	0.0	0.0	0.0	6.0	0.0	6.0

※研修は「認定日」の新しい順に並んでいます。

※各研修の詳細は研修名をクリックしてください。

※各領域の配点単位は pt です。（原則 60 分に対して 1.0p を付与しています。）

認証日

このページを印刷する

〔領域名称〕

領域 1：
職業倫理と社会制度に関する領域

領域 2：
利用者の生活と医療介護に関する領域

領域 3：
コミュニケーションに関する領域

領域 4：
福祉用具の選定と利用支援に関する領域

領域 5：
個別福祉用具の知識・技術に関する領域

認証した研修はウェブサイトで紹介（※イメージ）

ポイント対象研修の詳細

ポイント対象研修一覧 > サンプル > 訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修

ID	15
研修名	＜サンプル＞ 訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修
確定日	2013-02-18
実施主体名	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん）
受講資格	訪問介護員25名程度、福祉用具専門相談員25名程度
開催日・会場	未定
研修概要	福祉用具の事故が社会的に注目されていることを受け、事故を予防する活動の普及・啓発を目指しておこなう研修です。 福祉用具の事故を予防するには、福祉用具専門相談員が定期的にモニタリングを実施するだけでなく、日々ご利用者にサービスを提供している訪問介護員と連携していくことが重要です。本研修では、互いの業務を理解し連携方法を確認しあいます。 ★平成24年度は、独立行政法人福祉医療機構・平成23年度社会福祉振興助成事業の助成を受け、モデル的に実施しました。 ■総時間数/6時間(1日) ■受講料/未定

ポイント対象研修のご案内（研修一覧）

【領域名称】

領域 1：
職業倫理と社会制度に関する領域

領域 2：
利用者の生活・介護・医療に関する領域

領域 3：
コミュニケーションに関する領域

領域 4：
福祉用具の選定と利用支援に関する領域

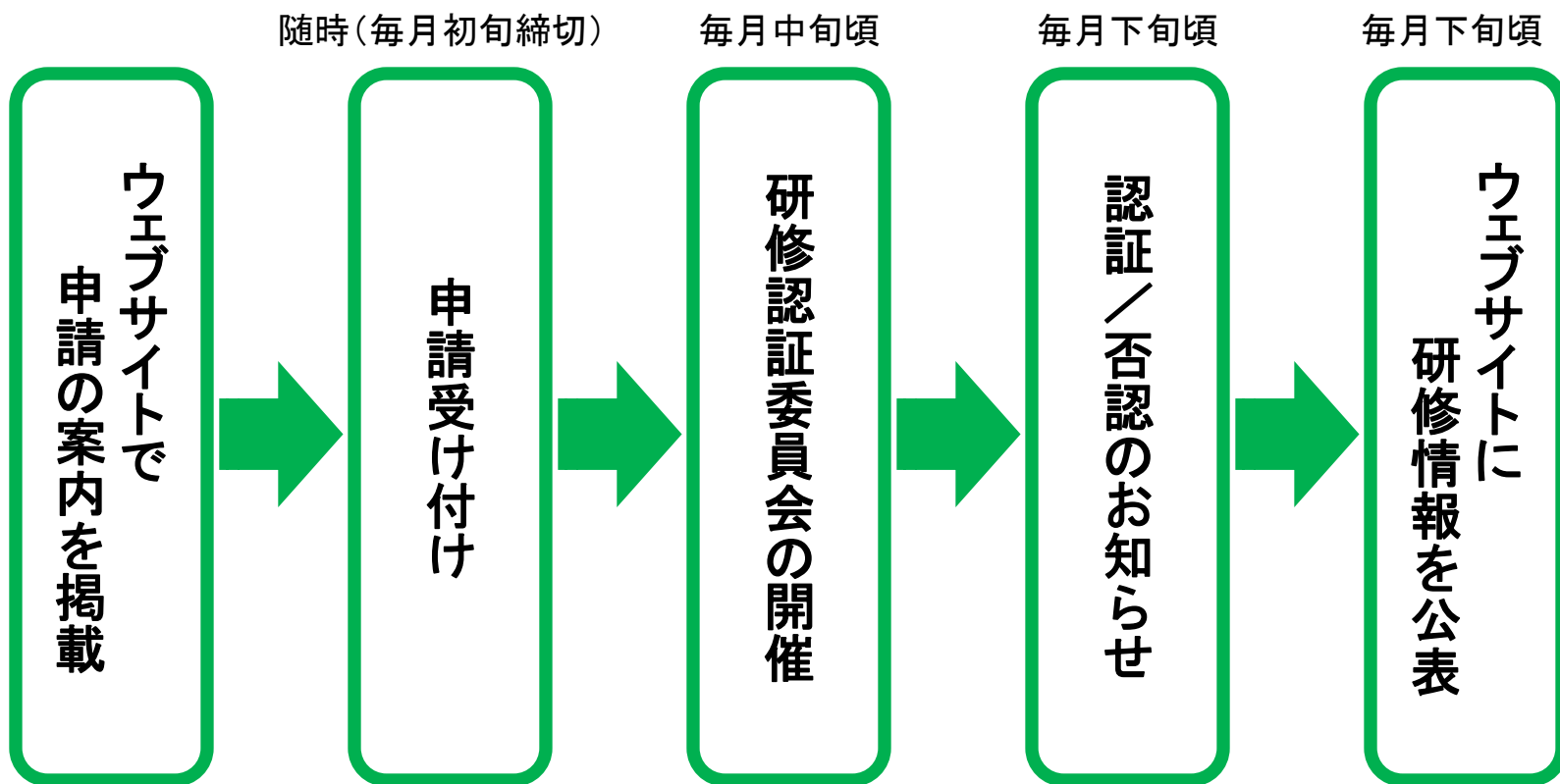
領域 5：
個別福祉用具の知識・技術に関する領域

ポイント配点一覧

領 域	研修ポイント制度カリキュラムの科目	配点(合計)	6 pt
領域 1 職業倫理と社会制度に関する領域	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	0.0 pt	0 pt
	高齢者・障害者の保健・福祉に関連した法律・制度	0.0 pt	
	福祉用具の意義と供給のしくみ	0.0 pt	

申請の流れは？

ふくせん事務局



研修実施者



申請に必要な書類は？

- ① 申請書(様式Ⅰ)
- ② 研修概要(別紙1)
- ③ 研修読み替え(案)(別紙2)
- ④ 修了証のサンプル
- ⑤ その他添付資料
 - 研修の内容や、参加要件等が具体的にわかるもの
(実施要綱、参加募集チラシ等)
 - 研修カリキュラム(シラバス等)
 - その他

(様式Ⅰ)

*太枠内は記入しないでください

事務局 受領日	年 月 日	受領番号	
------------	-------	------	--

年 月 日

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
理事長 山下 一平 様

団体名 _____
代表者名 _____ 印

福祉用具専門相談員の研修ポイント制度 研修認証申請書

下記の研修を、福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の対象研修として認証していただきたく、所定の関係書類を添えて申請いたします。

記

研修名	
団体名	

【提出書類】

- ① 申請書(様式Ⅰ)
- ② 研修概要(別紙1)
- ③ 研修読み替え(案)(別紙2)
- ④ 修了証のサンプル
- ⑤ その他添付資料
 - ・研修の内容や、参加要件等が具体的にわかるもの(実施要綱、参加募集チラシ等)
 - ・研修カリキュラム(シラバス等)
 - ・その他

以上

申請したい研修名を記入

※開催日・会場ごとに、
1枚の申請書が必要です。

開催日	年 月 日
研修名	

（別紙1）

研修の実施概要

記入日： 年 月 日

研修名	
実施主体名（団体名）	
申請担当者名 ※1	担当部署： 担当者名：
連絡先	〒 TEL：（ ）－（ ）－（ ） FAX：（ ）－（ ）－（ ） E-mail：
研修概要 ※2 （目的、内容等を簡単に）	
開催日	
会場	
研修委託先 ※3	
備考	

※1 申請内容について、事務局からご連絡を差し上げることがあります。できるだけ日常的に連絡の取れる方のお名前をご記入ください。

※2 研修の詳細や参加要件等がわかる資料（開催要項や募集チラシ等）を別途添付してください。（ホームページでリンクを貼り付けて閲覧できるようにします）

※3 研修の開催を他社・団体等に依頼している場合は、その名称を記載してください。

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

申請する研修の概要を記入

※研修の詳細や参加要件等がわかる資料（開催要綱やチラシ等）を別途添付してください。

③研修読み替え(案) (別紙2)

(別紙2)

研修読み替え(案) ※1

開催日	年 月 日
研修名	

記入日： 年 月 日

	日程	講義名	内容 ※2	形式 ※3	講師名	読み替え案
例	10月1日 10:00 ~11:00	老人保健福祉制度の概要	・福祉用具専門相談員を取り巻く各種制度について解説する。 (介護保険制度・老人保健制度・障害者自立支援法)	座学	ふくせん太郎	1-②高齢者・障害者の保健・福祉に関連した法律・制度
1						
2						
3						
4						

※1 「研修ポイント制度におけるカリキュラム」に照らして、読み替え案を記載してください。

※2 シラバス等に記載されている講義概要を転記していただくか、盛り込まれるキーワードを列举してください。

※3 研修の形式について、「座学」または「演習」とご記載ください。

講義名、内容と照らして
「研修ポイント制度カリキュラム」へ
科目名を読み替えてください

科目の読み替え(例)

【例】福祉用具プランナー研修(公益財団法人テクノエイド協会)のeラーニング

福祉用具プランナー研修の科目 (eラーニング)	時間数	研修ポイント制度カリキュラムの科目への読み替え(案)	ポイント (案)
福祉用具専門職の役割	1.5	1ー① 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1.5pt
福祉用具概論	1.5	1ー③ 福祉用具の定義と役割	1.5pt
福祉用具の情報提供・相談技術	1.5	4ー② 利用者のニーズに応じた福祉用具選定の視点	1.5pt
相談援助のためのプランニングの理解	1.5	4ー① 福祉用具支援プロセス	1.5pt
相談援助のためのプランニングの実際	1.5	4ー① 福祉用具支援プロセス	1.5pt
介護保険におけるケアマネジメント	1.5	1ー④ 介護実践における視点	1.5pt
対人援助技術	1.5	3ー③ 相談援助技術	1.5pt
職業倫理	1.5	1ー① 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1.5pt
認知症の理解	1.5	2ー⑤ 認知症の理解	1.5pt
福祉用具供給の業務	3.0	1ー③ 福祉用具の意義と供給の仕組み	3.0pt
福祉用具供給に係わる法律関係	1.5	1ー③ 福祉用具の意義と供給の仕組み	1.5pt
介護保険制度と福祉用具	1.5	1ー③ 福祉用具の意義と供給の仕組み	1.5pt
福祉用具供給のリスクマネジメント	1.5	4ー⑦ 安全の確保と事故防止	1.5pt
高齢者の身体特性	1.5	2ー② からだとこころの理解	1.5pt
ADLの理解と基本の動作	1.5	2ー① 生活の理解と支援	1.5pt
起居関連用具	1.5	5ー① 起居関連用具に関する知識・技術	1.5pt
移乗関連用具	1.5	5ー② 移乗関連用具に関する知識・技術	1.5pt
移動関連用具(車いす/杖・歩行器)	3.0	5ー③ 移動関連用具に関する知識・技術	3.0pt
床ずれ防止関連用具	1.5	5ー④ 床ずれ防止関連用具に関する知識・技術	1.5pt
入浴関連用具	1.5	5ー⑥ 入浴関連用具に関する知識・技術	1.5pt
排泄関連用具	1.5	5ー⑤ 排泄関連用具に関する知識・技術	1.5pt
食事・更衣・整容関連用具	1.5	5ー⑦ 食事・更衣・整容関連用具に関する知識・技術	1.5pt
社会参加関連用具(自助具含む)	1.5	5ー⑧ コミュニケーション・社会参加関連用具に関する知識・技術	1.5pt
コミュニケーション関連用具	1.5	5ー⑧ コミュニケーション・社会参加関連用具に関する知識・技術	1.5pt
住宅改造総論	7.5	2ー⑥ 住環境に関する知識	7.5pt
構造とメンテナンス	1.5	4ー⑥ 福祉用具の整備技術	1.5pt

1. 職業倫理と社会制度に
関する領域
12.0pt

2. 利用者の生活と医療介護に
関する領域
12.0pt

3. コミュニケーションに関する領域
1.5pt

4. 福祉用具の選定と利用支援に
関する領域
7.5pt

5. 個別福祉用具の知識・技術に
関する領域
15.0pt

合計 48.0pt

ポイントの換算ルール

- 認証の対象は「科目」とする
- ポイント換算ルールは以下のとおり
 - ・原則として60分で1ポイントを標準とする
(小数点第2位を四捨五入)
 - ・研修内容が複数の科目に該当する場合は、主な科目2つまでを選択し、ポイント等を等分する

サンプル

修 了 証

氏名： _____ 殿

あなたは、本会が独立行政法人福祉医療機構・平成 23 年度社会福祉振興助成事業の助成を受けて行う「訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修 in しずおか」において、下記過程を修了されたので、これを証します

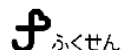
内 容	時間
講 義 適切なモニタリングの実施と職種間の連携による事故予防	120分
演習Ⅰ 福祉用具の安全確認トレーニング	90分
演習Ⅱ 福祉用具の事故予防を視点とした事例検討	150分
合 計	6時間

平成23年12月20日

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
理 事 長 山 下 一 平

福祉用具専門相談員が研修を修了した事実を証明するため、修了証を発行してください。

※受講者名、研修名、研修実施者名、開催日がわかるものであれば、様式は問いません。



公費助成のモデル事業

個別援助計画の

普及研修リーダー養成研修

参加者募集！

○助成事業／厚生労働省・平成23年度老人保健健康増進等事業

○事業名／「福祉用具個別援助計画書」による連携、研修のあり方に関する調査・研究事業

厚生労働省では来年度施行の指定基準の見直しで、福祉用具の「個別援助計画」作成義務化の方向性を示しており、福祉用具関係者の間では、同計画の作成技術に注目が集まっています。そこで、本会では今年度、厚生労働省の老人保健健康増進等事業の助成を受け、モデル事業として、個別援助計画の「普及研修リーダーの養成研修」を東京と大阪で開催することになりました。この研修は、個別援助計画の作成技術を習得するとともに、地域や職場において、研修を企画・運営、実際の講義も行える人材を養成するものです。本会では、名簿をホームページで紹介するほか、修了者が地域で活動しやすいよう様々なサポートも行っていく予定です。趣旨に賛同し、普及研修リーダーとして活動したい方は、ぜひお申し込みください。

■研修内容

福祉用具専門相談員向け研修。「福祉用具個別援助計画書」の作成技術の習得と、その指導技術を学びます。講義3時間、グループワーク（事例をもとに実際の個別援助計画書を作成）4時間を予定しています。

<講義内容>

- ①ケアマネジメントと福祉用具導入プロセス（PDCAサイクル）の理解
- ②福祉用具のアセスメント及び目標設定の重要性の理解
- ③個別援助計画の構成要素と内容の理解
- ④安心・安全に福祉用具を使用するための指導、リスク管理、モニタリング
- ⑤研修会の企画・運営

■募集要項（受講無料）

○対象：福祉用具専門相談員（定員50名）

地域や職場において、「個別援助計画」の普及研修リーダーを目指す方で、所属事業所の管理者等、または地域の福祉用具の関係団体（注）からの推薦のある方です。

○申込：裏面の申込用紙に必要事項をご記入の上、推薦状とともにFAXにてお申し込みください。

※申込多数の場合は抽選とさせていただきます。結果はFAXにてお知らせいたします。

注「関係団体」の定義はありませんが、研修修了者の活動を支援して頂ける団体等が望ましいです。「推薦状」の様式に特に規定はありません。

■大阪会場

日時：2011年11月19日（土）
9：30～17：00
会場：大阪社会福祉指導センター
申込締切：11月4日（金）

■東京会場

日時：2011年12月10日（土）
10：00～18：00
会場：コンベンションルームAP 渋谷
申込締切：11月30日（水）

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-20 高輪OSビル9階
TEL：03-3443-0011 FAX：03-3443-8800 E-mail：info@zfask.com

平成25年7月2日

財団法人全国福祉用具専門相談員協会

制度」
案内

制度）（以下、研修ポイント制度）
申請していただいた研修を要証し、
す。その受講実績をポイントで評価
・向上を支援することや、利用者・
います。

を面する場合、または今後開催を核
を開催する運びとなりました。取
りな申請条件、申請方法等をお話し

予定しております。本会の役員やブ

15：45 受付開始)

です)

ください。

ふくせんレポート号外版

以上

①～④の書類のほか、
チラシや実施要綱等
研修の詳細がわかるものを
添付してください。

【連絡先】

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん）
〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-20 高輪OSビル9階
TEL：03-3443-0011 FAX：03-3443-8800
E-mail：info@zfask.com URL：http://www.zfask.com/

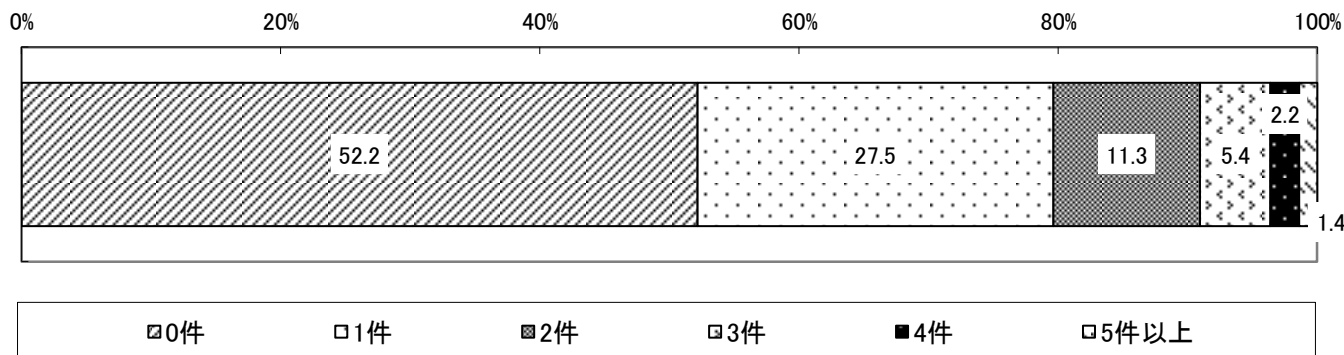
参考：研修の受講状況・研修ニーズに関する 実態アンケート調査

- 調査概要／厚生労働省の老人保健事業推進費等補助金による「研修ポイント制度設計に関する調査研究事業」の一環として実施した調査。
- 調査対象／全国の福祉用具貸与事業所3,813件（約50％無作為抽出）
 - ・管理者 1名
 - ・福祉用具専門相談員 最大3名
- 回収状況／管理者票 1,134
福祉用具専門相談員票 2,567
- 調査期間／平成24年10月17日～10月31日

調査結果① 外部研修の受講状況

- 外部研修を受講したことがある福祉用具専門相談員は5割弱
- 受講件数は平均0.83件

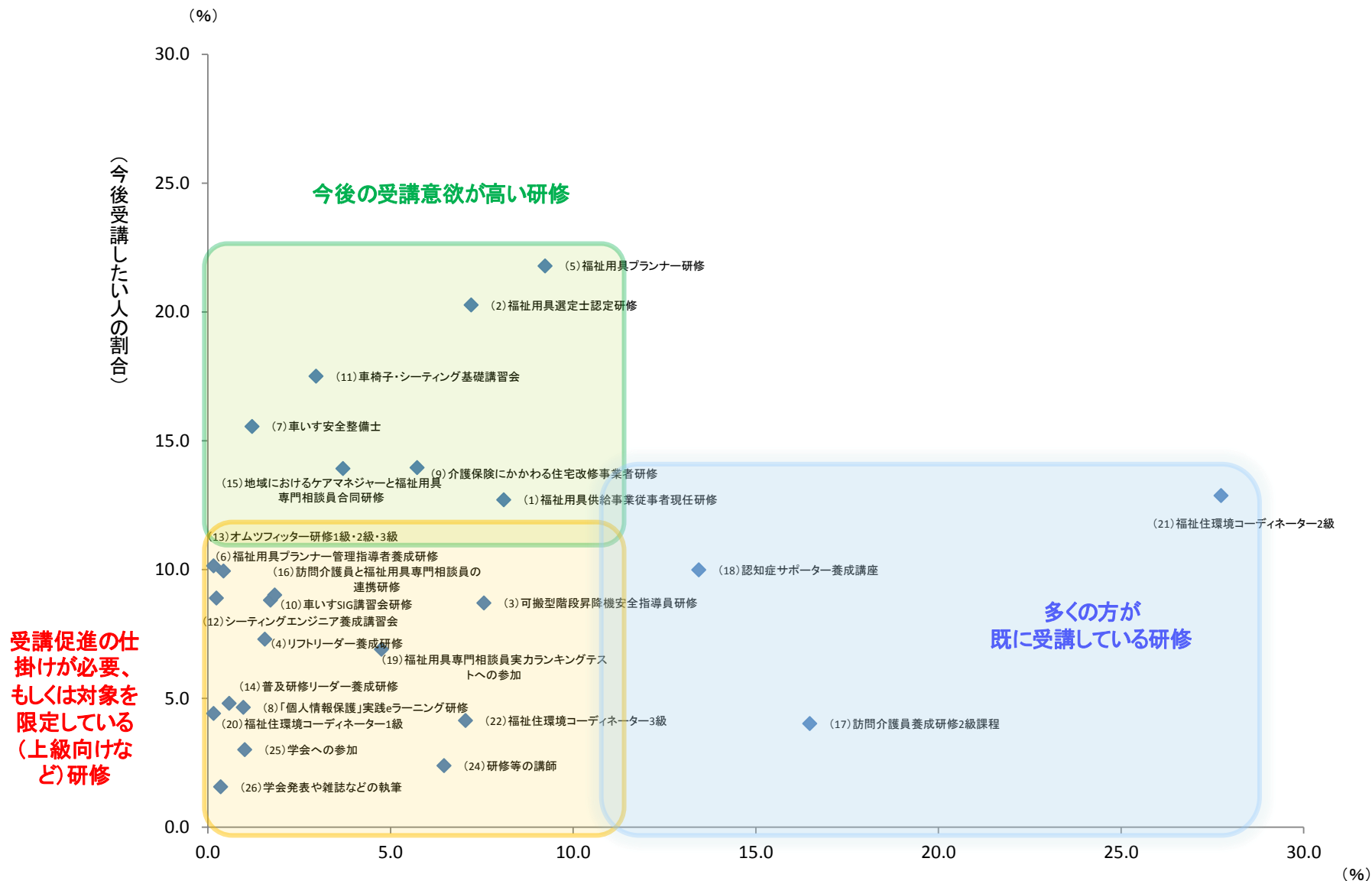
図表 外部研修の受講数



★外部研修・・・本会が調査票上で提示した18件の研修

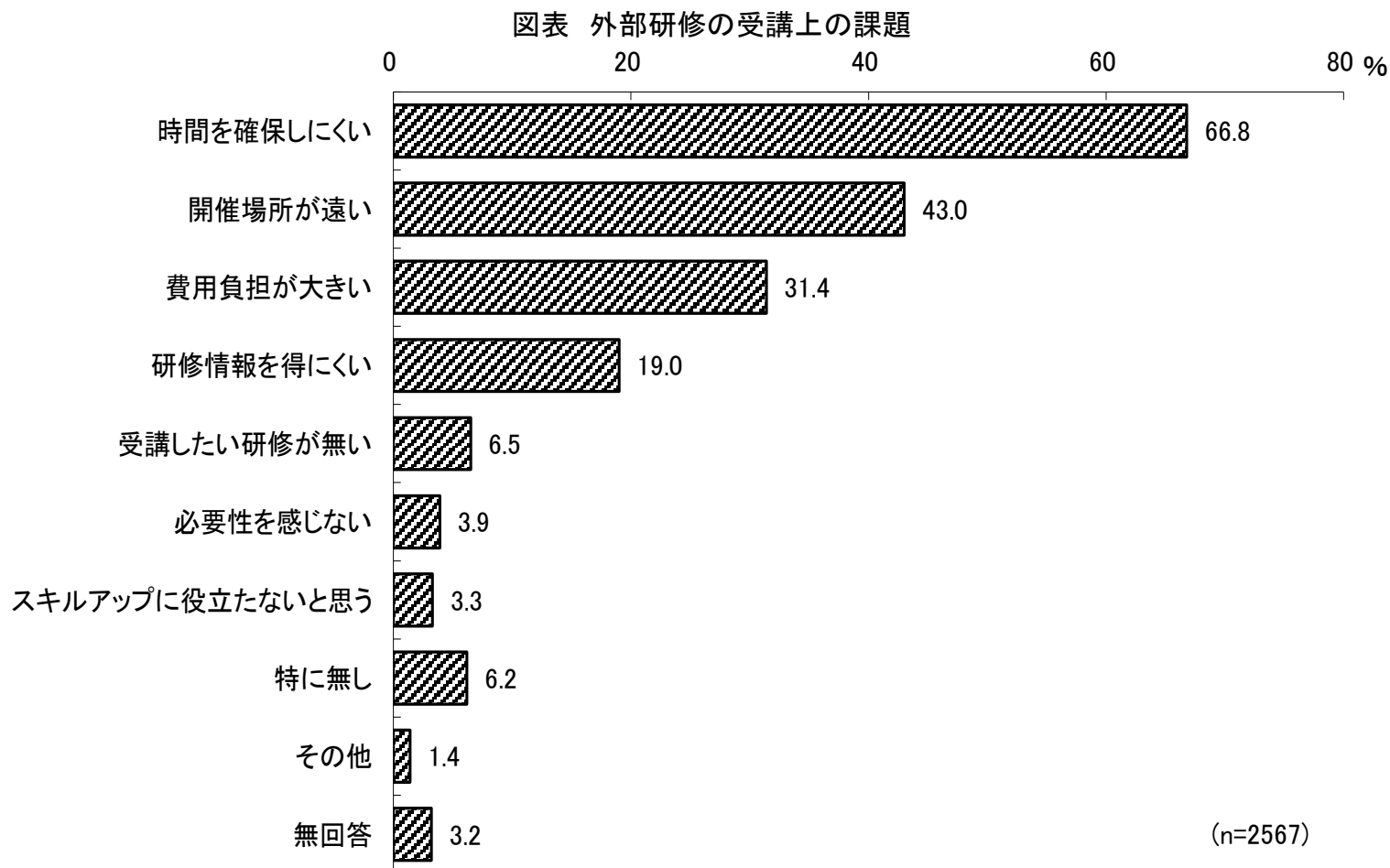
福祉用具供給事業従事者現任研修（シルバーサービス振興会）、福祉用具選定士認定研修（日本福祉用具供給協会）、可搬型階段昇降機安全指導員研修（テクノエイド協会、介護実習・普及センター等）、リフトリーダー養成研修（テクノエイド協会、リフトリーダー養成研修実施機関）、福祉用具プランナー研修（テクノエイド協会、介護実習・普及センター、教育機関等）、福祉用具プランナー管理指導者養成研修（テクノエイド協会、国際医療福祉大学大学院）、車いす安全整備士（日本福祉用具評価センター）、「個人情報保護」実践eラーニング研修（シルバーサービス振興会）、介護保険にかかわる住宅改修事業者研修（シルバーサービス振興会、各地の振興組織）、車いすSIG講習会（日本リハビリテーション工学協会）、車椅子・シーティング基礎講習会（日本車椅子シーティング協会）、シーティングエンジニア養成講習会（日本車椅子シーティング協会）、オムツフィッター研修1級・2級・3級（株）はいせつ総合研究所）、普及研修リーダー養成研修（全国福祉用具専門相談員協会）、地域におけるケアマネジャーと福祉用具専門相談員合同研修（全国福祉用具専門相談員協会）、訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修（全国福祉用具専門相談員協会）、訪問介護員養成研修2級課程（養成機関等）、認知症サポーター養成講座（自治体等）

調査結果② 外部研修の受講状況と受講意向の関係



調査結果③ 外部研修の受講上の課題

●外部研修を受講する上での課題として多く挙げられた回答は、「時間を確保しにくい」(66.8%)、「開催場所が遠い」(43.0%)、「費用負担が大きい」(31.4%)、「研修情報を得にくい」(19.0%)といったものだった。

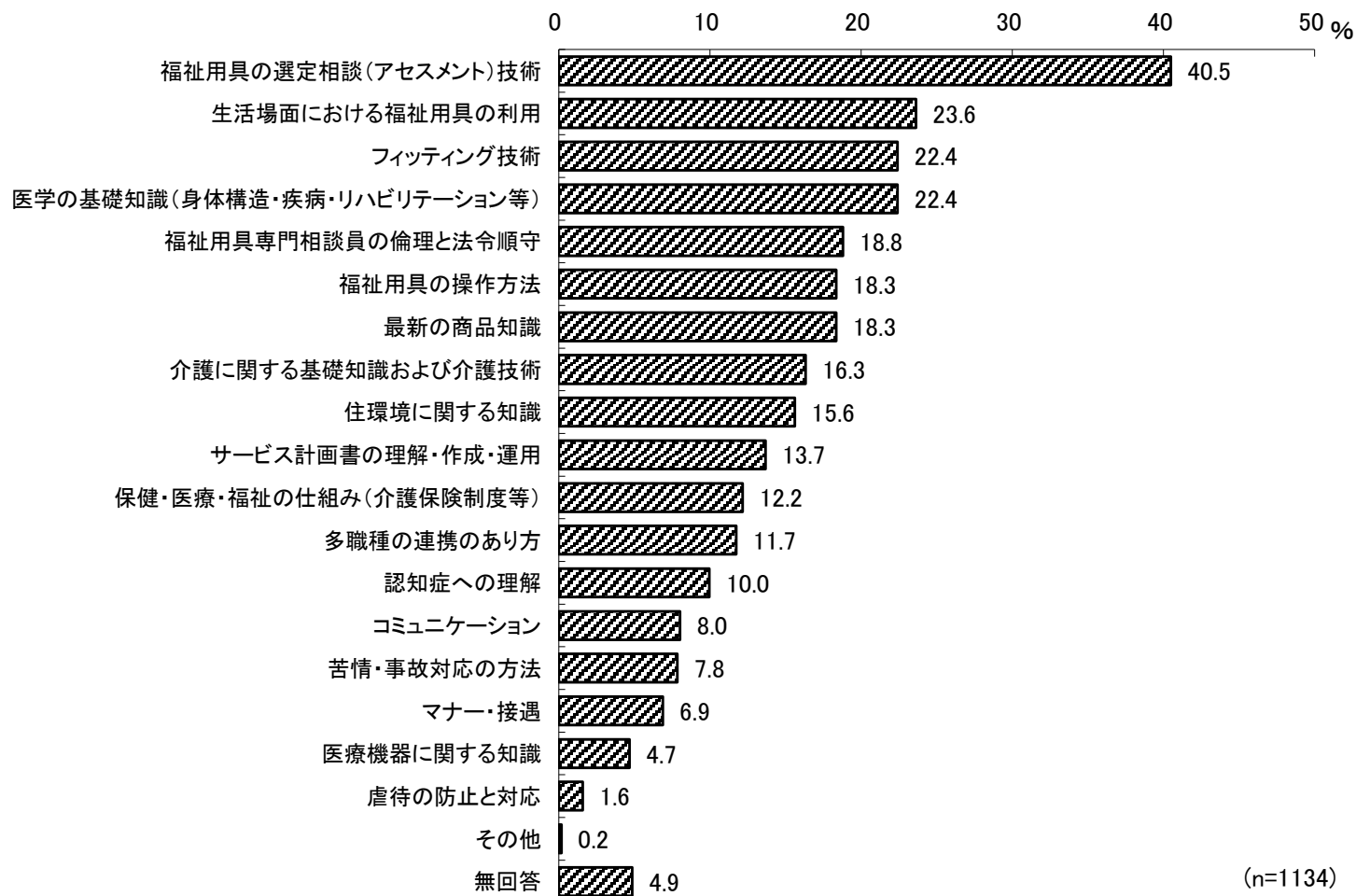




調査結果④ 福祉用具専門相談員に必要な学習内容(管理者)

●管理者から見て、福祉用具専門相談員にとって今後特に必要と思われる研修内容として多く挙げられたのは、「福祉用具の選定相談(アセスメント)技術」(40.5%)、「生活場面における福祉用具の利用」(23.6%)、「フィッティング技術」(22.4%)、「医学の基礎知識(身体構造・疾病・リハビリテーション等)」(22.4%)といったものだった。

図表 管理者から見て特に必要と思われる研修内容

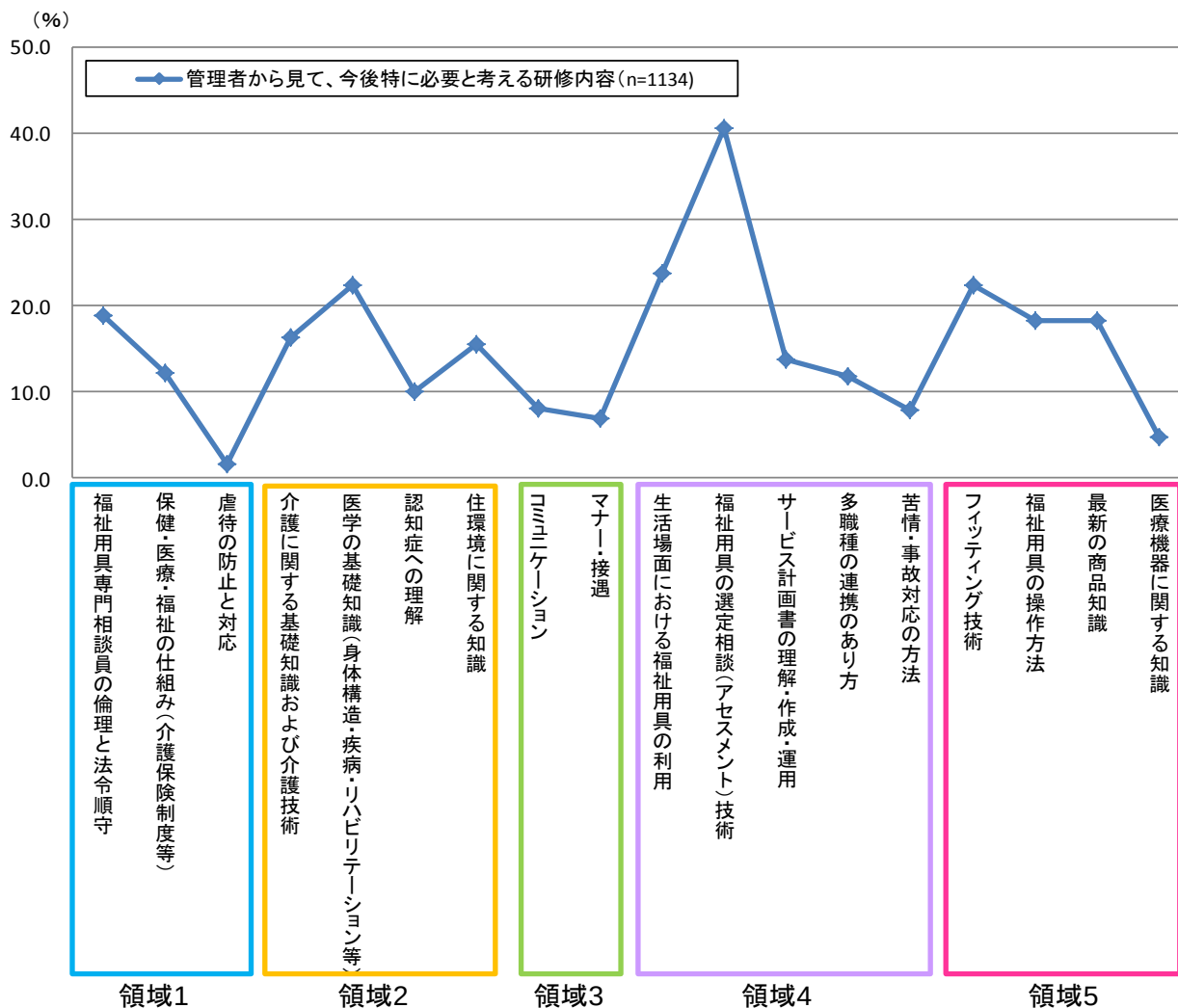


(n=1134)

調査結果⑤ 福祉用具専門相談員に必要な学習内容(領域別)

●「研修ポイント制度におけるカリキュラムにおける領域別に見て、管理者が福祉用具専門相談員にとって必要と考える研修内容は、以下のとおりだった。

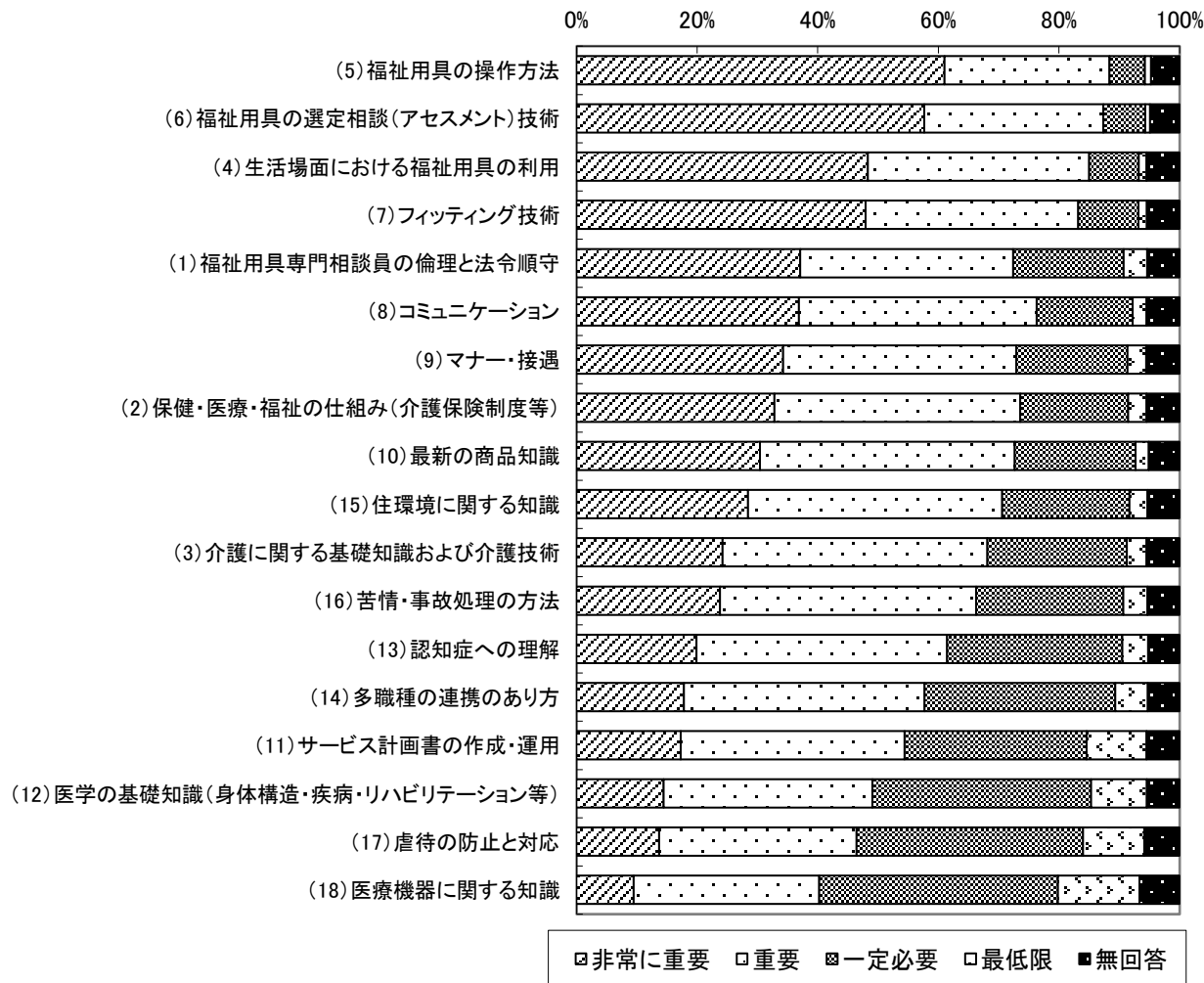
図表 「研修ポイント制度カリキュラム」における領域別 必要と考える研修内容



ふくせん 調査結果⑥ 福祉用具専門相談員から見た知識・技術の重要度評価

●福祉用具専門相談員が業務を行う上で必要な知識・技術のうち、相談員自身が「非常に重要」と感じている割合が大きかった回答は、「福祉用具の操作方法」(61.0%)、「福祉用具の選定相談(アセスメント)技術」(57.7%)、「生活場面における福祉用具の利用」(48.3%)、「フィッティング技術」(48.0%)といったものだった。

図表 福祉用具専門相談員から見た知識・技術の重要度評価



調査結果の詳細は、
本会ホームページをご参照ください。

http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/bc.html

多数の研修実施者からの申請を 心よりお待ちしております！



- 研修情報を1箇所(研修ポイント制度ウェブサイト)にまとめることで、福祉用具専門相談員が研修を受講しやすい環境をつくれます。
- ポイントの対象研修とすることで、福祉用具専門相談員の研修受講を促します。
- ぜひ、様々な領域・科目の研修を企画・開催していただき、本制度への認証申請をお願いします。
- 福祉用具専門相談員の研修受講機会の確保、資質の向上により、福祉用具サービスの発展、より質の高いサービス提供につながっていくことを期待しています。

ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします！

申請の受付・委員会の審査日程は、
随時ウェブサイトでご案内いたします！

福祉用具専門相談員の研修ポイント制度
by ふくせん

<http://kensyu-point.zfssk.com/>